

入札時に提出する積算内訳書に労務費等の記載を義務化します！

R8年4月1日以降の入札手続開始案件より

改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の全面施行（令和7年12月12日）にともない、

- **令和8年4月1日以降に入札手続き※を開始する建設工事については、「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」を記載した積算内訳書を提出してください。**

※ 入札手続きとは、入札公告又は指名執行通知するものを指します。

- **令和8年6月1日以降に入札手続きを開始する建設工事については、経費の記載が無い場合は入札を無効とすることがあります。**

※ 周知期間の暫定措置として、令和8年5月31日までに入札手続きを開始する建設工事については、当改正の記載事項の記載がない場合でも入札を無効としないこととします。

※ 当改正の記載事項以外で内訳書の不備があった場合は、従前通り無効とします。

● 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

※必要な措置の内容については「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」による。

○記載すべき事項について

<例>

内訳表

金額の合計と工事価格が一致すること

各項目で値引き・調整されているものは可

一括して値引きがされていないこと

工事価格と入札書記載の金額が一致していること

予定価格を超えていないこと（事前公表の場合）

端数調整・処理がないこと（千円未満の端数は除く）

◆記載すべき項目を満たしていること。
・当該工事の「工事番号、工事名及び会社名」が記載されていること。

◆その他、内訳書として不備がないこと。
・積算内訳書に「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」の5項目全ての記載があること。

名称	数量	単位	単価	金額
01:本工事費				
道路改良	1	式		100,000
道路土工	1	式		100,000
路体盛土工	1	式		100,000
路体（築層）盛土（施工パッケージ）	400	m ³	250	100,000
直接工事費計	1	式		14,980,000
間接工事費				
共通仮設費				
総工事費	1	式		17,027,000
現場管理費	1	式		7,051,000
現場管理費（単計上額）				7,051,000
工事原価				24,078,000
仮管理費等				4,936,000
工事価格	1	式		29,014,000

工事番号	第○○○号	事業名	
別名		工事名	○○○○○○○○○○（□□□）工事 元積書
年度		施工箇所	
事業概要		設計年月日	
		施工方法	請負
		施工期間	
		起工年月日	
		竣工年月日	
起工理由		発注適用年月	

- 直接工事費のうち、材料費
- 直接工事費のうち、労務費
- 現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額
- 現場管理費のうち、建退共制度の掛金
- 工事原価のうち、安全衛生経費

- 00,000,000円
- 00,000,000円
- 00,000,000円
- 00,000,000円
- 00,000,000円